

実習受入事業所の新規登録について

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課

<実習受入事業所の新規登録及び決定通知書の交付について>

- 介護支援専門員実務研修の受講者に対する見学実習受入事業所の登録については、下記「実習受入事業所の登録の流れ」の手順①～⑤に従って行います。
- 「実習受入登録決定通知書」は、実習受入協力事業所の管理者又は主任介護支援専門員が説明会に出席し、見学実習の目的、修得目標、実施に当たっての留意点等についての説明を聞いた上で、実習受入れを行う意思がある場合に、研修実施団体（後期担当）の公益社団法人大阪介護支援専門員協会（ケアマネ協会）が交付します。
- 説明会の開催日は、**奇数月の第1火曜日（19時～20時30分予定）**とします。ただし、1月と5月は、第2火曜日に開催します。

<実習受入事業所の登録の流れ>

説明会は奇数月のみ開催しますので、特定事業所加算の算定を予定している事業所は、加算の届出に当たり、説明会の日程をご確認の上、①～⑤の手続き等を必ず行ってください。

① 実習受入調査に事業者情報を入力（入力可能日：平成28年11月15日～）



- ・実習受入協力事業所は、ケアマネ協会のHP <https://www.ocma.ne.jp/> の「実務課程受入調査」から、事業者情報（主任ケアマネの数、事業所番号、事業所名、連絡先等）を入力する。

② 「実習受入承諾書」（様式）を送付（入力後7日以内）



- ・ケアマネ協会が協力事業者に対し、実習受入れに関する承諾書（様式）をメールで送信

③ 「実習受入承諾書」の提出（提出期限：説明会開催日の1週間前までに必着）



- ・実習受入協力事業所は、実習を受入れる旨の承諾書をケアマネ協会に郵送
- ・ケアマネ協会が、承諾書を受領した旨メールで通知

④ 実習受入事業者説明会への出席（原則、奇数月の第1火曜日）



- ・見学実習の目的、修得目標、実施に当たっての留意点等について説明

⑤ 「実習受入登録決定通知書」の交付

- ・説明会に出席した事業者に対し、「実習受入登録決定通知書」を交付（実習受入れを行う意思がある場合、説明会当日に交付）

※「実習受入承諾書」を期限までに提出せず、説明会に出席された場合は、「実習受入登録決定通知書」は交付できませんのでご注意ください。

<実習受入事業所の登録に関するお問い合わせ先>

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会（ケアマネ協会）

TEL (06) 6390-4010 (コールセンター) FAX (06) 6943-0571